

## 農地法第3条 \*許可申請に必要な添付書類等 (個人)

### 【共通】

- 1.申請地の登記全部事項証明書《法務局》
- 2.公図写し(法務局の証明がない場合は、行政書士にて証明をお願いします)《法務局》  
申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者名を記入したもの。
- 3.案内図 住宅地図等
- 4.耕作証明書  
耕作状況確認の必要がありますので、町外に農地をお持ち(自作地・借受地)の方は、農地所在地の農業委員会で耕作証明書を取得し添付してください。町内の農地につきましては町農業委員会にて発行できます。
- 5.住民票(両者・譲受人については同居家族全員のもの)《吉岡町内の方は町住民環境室 町外の方は各市町村》
- 6.その他、農業委員会が必要と認める書類

### 【譲受人が吉岡町に在住していない場合】

- 7.通作経路図  
住宅地図等に居住地から申請農地までの順路・距離と所要時間を記載してください。
- 8.年間営農計画書  
譲受人が新規就農者の場合も添付が必要です。

### 【申請代理人が申請する場合(行政書士・司法書士)】

- 9.委任状及び確認書
- ※添付書類につきましては、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

### 【農地法第3条第1項の規定による許可申請スケジュール等】

- 申請期間・・・毎月 21日～25日(25日が休日の場合は翌開庁日まで)
- 農業委員会開催日・・・毎月10日前後(申請翌月の委員会にて審議します。)
- 許可書交付・・・毎月15日前後(電話にて連絡いたしますので、印鑑をご持参下さい。)

### 【その他】

・書類部数 正本1部 原本の提出をお願いいたします。

なお、その他、ご不明な点はお問い合わせください。

吉岡町農業委員会事務局：〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL 0279-54-3111 / Fax 0279-54-8681